

令和7年度第5号議案

令和7年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「健康増進事業の実施に関する事務」
に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部健康推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、令和 3 年 9 月に第三者点検を受け、既に健康増進事業の実施に関する事務を実施しているところであるが、評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康推進課



25 健健送第 577 号
令和 7 年 12 月 23 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、令和 3 年 9 月に第三者点検を受け、既に健康増進事業の実施に関する事務を実施しているところであるが、評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」(※)を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及

び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、健康管理システム標準化仕様書に基づく健康システム開発を事業者へ委託するに当たり、委託先に遵守させるセキュリティ管理体制等の申請を受け、区が諾否を事前に判断する条件で再委託を可能とした。本件についてシステム開発の一部を再委託することが、規則で定める「重要な変更」に該当するため

4 変更項目

【別添 1】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第 7 条第 1 項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（1）公募の期間

令和 7 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで

（2）意見の件数

1 件

（3）主な意見

肯定的な意見であった。

（4）規則第 7 条第 4 項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和 7 年 11 月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和 8 年 1 月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部健康推進課及び保健予防課

8 参考資料

【別添 1】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添 2】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」

令和7年度第6号議案

令和7年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「予防接種に関する事務」に係る特定
個人情報保護評価（全項目評価）の再実
施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部保健予防課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部保健予防課



25 健保送第 562 号
令和 7 年 12 月 26 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

自治体・医療機関の業務効率化、住民の利便性向上を目的に、予防接種事務のデジタル化が令和8年6月から全国の自治体で順次開始されることとなった。これにより、自治体や医療機関が国民健康保険中央会で保有する予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを利用することで、マイナンバーカードによる資格確認や従来紙で扱っていた予診票の電子化が可能となる。このことに伴い、運用を行う際の特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクが相当程度変動し、予防接種評価書の特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の内容が変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。なお、令和6年度第6回審査会において予防接種デジタル化に向けた予防接種評価書の第三者点検を実施していたが、利用予定のシステム構成等の変更が国から示されたため、再度第三者点検の実施が必要となった。

また、健康システム標準化に伴う健康システム開発の再委託を可能とする運用に変更することに伴い、同システムを使用している予防接種評価書においても再委託を可能とすることから、このことが規則で定める「重要な変更」に該当するため

4 変更箇所

【別添1】「予防接種に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和7年11月15日から12月14日まで

(2) 意見の件数

1件

(3) 主な意見

肯定的な意見であった。

(4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和7年 11月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和8年 1月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部保健予防課

8 参考資料

【別添1】「予防接種に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「予防接種に関する事務 全項目評価書」